

鎌倉市告示第168号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づく道路の区域の変更及び同条第2項の規定に基づく道路の供用の開始を行ったので、同法第18条第1項及び第2項の規定により告示します。

関係図面は、都市整備部道水路管理課において令和2年8月24日から令和2年9月7日まで一般の縦覧に供します。

令和2年(2020年)8月24日

鎌倉市長 松尾 崇



1 市道路の区域の変更

変更前

道路法第18条第1項(道路の区域の変更)

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変 更 の 区 間				幅 員(m)	延 長(m)
		起 点		終 点			
		町名又は字名	地 番	町名又は字名	地 番		
24	市道051-023号線	城廻字中村	461番9	城廻字中村	448番3	2.99 ~ 3.07	14.99

変更後

整理 番号	道路の種類 及び路線名	変 更 の 区 間				幅 員(m)	延 長(m)
		起 点		終 点			
		町名又は字名	地 番	町名又は字名	地 番		
24	市道051-023号線	城廻字中村	461番8	城廻字中村	448番3	3.07 ~ 3.50	14.99

2 市道路の供用開始

道路法第18条第2項(供用の開始等)

整理 番号	道路の種類 及び路線名	供 用 開 始 の 区 間			
		起 点		終 点	
		町名又は字名	地 番	町名又は字名	地 番
24	市道051-023号線	城廻字中村	461番8	城廻字中村	448番3